

地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について

平成26年4月から、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

佐久穂町では、平成30年度決算における地方消費税引き上げ増収分91,918千円を、以下の事業に充当しました。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	91,918 千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	901,033 千円

(単位:千円)

区分	事業名		平成30年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	社会福祉一般経費	高齢者福祉施設指定管理委託事業、社会福祉協議会運営補助事業、福祉団体補助事業等	41,287			998	8,114	32,175
	老人福祉一般経費	敬老事業、老人保護措置費、福祉タクシー事業等	7,722	637		1,944	1,035	4,106
	障害者支援事業	障害福祉サービス給付事業等	298,075	210,246		655	17,557	69,617
	児童福祉一般経費	児童手当、出生祝金支給事業	145,095	119,820			5,090	20,185
社会保険	国民健康保険事業費	繰出金	69,404	48,747			4,160	16,497
	介護保険事業費	繰出金	167,671	1,472			33,473	132,726
	後期高齢者医療事業費	繰出金	44,596	33,494			2,236	8,866
保健衛生	福祉医療費一般経費	福祉医療費給付事業	54,470	21,128			6,715	26,627
	予防一般経費	予防接種事業、集団健康診査事業、町民ドック、各種検診事業等	64,866	711		4,765	11,961	47,429
	母子保健一般事業	妊婦・乳幼児健診事業、養育医療給付事業	7,847	30			1,574	6,243
合計			901,033	436,285		8,362	91,918	364,468

※決算額に、事務費及び事務職員の人件費は含まれません。